特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	個人住民税賦課に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
桑名市は、個人住民税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
桑名市長

公表日
令和7年3月19日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課に関する事務
②事務の概要	市税条例及びその他市税に関する法律に基づき行う以下の個人住民税賦課に関する事務は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 【課税資料受付事務】 ・給与支払者から提出された給与支払報告書の受付（紙、電子媒体、eLTAX） ・年金保険者から提出された公的年金等支払報告書の受付（紙、eLTAX） ・個人から提出された住民税申告書の受付及び確定申告書の受付（紙、国税連携） 【当初賦課決定事務】 ・個人毎の課税資料を元に、税額の計算、徴収区分等の決定を行う。 ・賦課決定内容及び税額を本人または給与支払者、年金保険者に通知する。 【賦課更正事務】 ・賦課決定通知後に各種調査や、税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課内容の変更を行う。 ・賦課変更内容及び変更後の税額を本人または給与支払者、年金保険者に通知する。 【調査事務】 ・適正な賦課のため、課税資料や扶養内容等について調査を行う。調査の結果、申告内容に変更が生じた場合には「賦課更正」を行う。 ＜中間サーバにおける事務の内容＞ ・情報提供ネットワークシステム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）（以下「番号連携サーバ」という。）とデータ受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会や提供等の業務を行う。
③システムの名称	宛名・口座システム、個人住民税システム、申告支援システム、課税ファイリングシステム、eLTAXシステム、国税連携システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
（1）宛名・口座特定個人情報ファイル （2）個人住民税特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表24の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号　（特定個人情報の提供の制限）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条表中 （命令第2条表中における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項） （命令第2条表中における情報照会の根拠） （第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの）：48の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　総務課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部　税務課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1149
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月25日	評価実施機関における担当部署	税務課長　南川　恒司	税務課長　小林　久欣	事後	
平成30年8月31日	評価実施機関における担当部署	税務課長　小林　久欣	税務課長	事後	
平成30年8月31日	しきい値判断項目	1．対象人数 いつ時点の計数か　平成27年3月31日時点 2．取扱者数 いつ時点の計数か　平成27年3月31日時点	1．対象人数 いつ時点の計数か　平成30年3月31日時点 2．取扱者数 いつ時点の計数か　平成30年3月31日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ　しきい値判断項目	1．対象人数 いつ時点の計数か　平成30年3月31日時点 2．取扱者数 いつ時点の計数か　平成30年3月31日時点	1．対象人数 いつ時点の計数か　平成31年3月31日時点 2．取扱者数 いつ時点の計数か　平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策		新規入力	事後	
令和2年8月31日	Ⅱ　しきい値判断項目	1．対象人数 いつ時点の計数か　平成31年3月31日時点 2．取扱者数 いつ時点の計数か　平成31年3月31日時点	1．対象人数 いつ時点の計数か　令和2年3月31日時点 2．取扱者数 いつ時点の計数か　令和2年3月31日時点	事後	
令和2年8月31日	Ⅰ　関連情報　7．特定個人情報開示・訂正・利用停止請求連絡先	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	
令和4年2月4日	Ⅰ　関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	②法令上の根拠 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ　しきい値判断項目	1．対象人数 いつ時点の計数か　令和2年3月31日時点 2．取扱者数 いつ時点の計数か　令和2年3月31日時点	1．対象人数 いつ時点の計数か　令和3年3月31日時点 2．取扱者数 いつ時点の計数か　令和3年3月31日時点	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ　しきい値判断項目	1．対象人数 いつ時点の計数か　令和3年3月31日時点 2．取扱者数 いつ時点の計数か　令和3年3月31日時点	1．対象人数 いつ時点の計数か　令和4年3月31日時点 2．取扱者数 いつ時点の計数か　令和4年3月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月22日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63，64，65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項）	②法令上の根拠 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項）	事後	
令和5年8月22日	Ⅱ しきい値判断項目	1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和4年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和4年3月31日時点	1. 対象人数 いつ時点の計数か 令和5年3月31日時点 2. 取扱者数 いつ時点の計数か 令和5年3月31日時点	事後	
令和6年9月25日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用	法令上の根拠 番号法第9条第1項及び別表第一16の項	法令上の根拠 番号法第9条第1項及び別表24の項	事後	
令和6年9月25日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項）	・番号法第19条第8号 （特定個人情報の提供の制限）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表中 （命令第2条表中における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項） （命令第2条表中における情報照会の根拠） （第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの）：48の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	Ⅱ　しきい値判断項目	1．対象人数 いつ時点の計数か　令和5年3月31日時点 2．取扱者数 いつ時点の計数か　令和5年3月31日時点	1．対象人数 いつ時点の計数か　令和6年3月31日時点 2．取扱者数 いつ時点の計数か　令和6年3月31日時点	事後	
令和7年3月19日	Ⅳ　リスク対策　8．人手を介在させる作業		新規入力	事後	様式変更に伴う修正
令和7年3月19日	Ⅳ　リスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策		新規入力	事後	様式変更に伴う修正